

了徳寺大学 学術研究倫理憲章

〔 2019年3月28日
大学規則 第52号 〕

了徳寺大学（以下、「本学」とする。）は「医療と芸術の融合による新たな社会創造」という開学の理念に則り、保健医療の向上と福祉の増進の面から社会が直面する共通の課題に貢献するよう、学術研究を推進する。学術研究を担う研究者は、学問の自由、研究活動の自主性が尊重されるが、同時に社会からの信頼と尊敬を得られるよう、生命倫理・社会倫理・法令を遵守することを求められる。本学はこの理念の下に本憲章を制定する。

1. 本学で学術研究を行う者は、社会の負託に応えるべく、自由な発想に基づく研究課題に誠実に向き合い、良心に従って自己研鑽に努め、新たな知見を追求し、社会との連携や地域への貢献を使命とする。
2. 本学の学術研究は、常に、人権を尊重し、個人情報保護に留意し、地球環境の保全や社会的弱者の保護の視点を持ち、生命倫理を尊重し、人間の尊厳を守る。
3. 本学の学術研究においては、国際的規範、国内外関係諸法令および学内諸規定とその精神を遵守するとともに、不正行為が起こらない研究環境への改善に努める。
4. 本学で学術研究を行う者は、人種、国籍、性別、思想、信条、宗教に対するいかなる差別、偏見をも排除する。
5. 本学で学術研究を行う者は、課題追求の社会的影響を自覚しつつ、研究で得た成果をひろく社会に公開し、科学性・客観性を重んじなければならない。

附 則

- 1 この憲章は、2019年4月1日から施行する。